

## 合同会社おきなわ笑福 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 10月14日～令和 6年 10月13日までの  
2年間

### 2. 内容

目標1：育児休業を所得予定の社員及び育児休業から復帰した社員に対するメンター制度を導入する。

#### <対策>

- 令和 4年10月～ 社員からのニーズの収集、調査、検討
- 令和 5年 4月～ 育休・産休中の職員、育休から復帰した社員とのSNS等での定期的な面談体制作り メンターの選定
- 令和 5年10月～ 運用ルール決定、メンター制度の導入、社員への周知

目標2：令和6年4月までに、小学校就学前の子をもつ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

#### <対策>

- 令和 6年 1月～ 社員へのアンケート調査、検討実施
- 令和 6年 4月～ 制度の導入、社員への周知

目標3：令和6年 9月までに、子の看護休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規程を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を所得し、就業時間の途中に再び戻ること）で所得出来る制度など）

#### <対策>

- 令和 6年 4月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 令和 6年 9月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知